

# 法律事務所ガイド

## 目 次

### 【北海道】

北海道合同法律事務所	1
公園通り法律事務所	2

### 【新潟県】

さいとうゆたか法律事務所	3
--------------	---

### 【茨城県】

弁護士法人長瀬総合法律事務所	4
----------------	---

### 【栃木県】

とちぎ総合法律事務所	5
------------	---

### 【埼玉県】

埼玉総合法律事務所	6
弁護士法人川越法律事務所	7

### 【千葉県】

千葉中央法律事務所	8
東葛総合法律事務所	9

### 【東京都】

北千住法律事務所	10
東京法律事務所	11
旬報法律事務所	12
渋谷共同法律事務所	13
代々木総合法律事務所	14
東京東部法律事務所	15
東京南部法律事務所	16
弁護士法人・響	17
T O K Y O 大樹法律事務所	18
三多摩法律事務所	19
弁護士法人まちだ・さがみ総合法律事務所	21
八王子合同法律事務所	22

### 【神奈川県】

横浜法律事務所	23
神奈川総合法律事務所	24
川崎合同法律事務所	25

### 【京都府】

京都第一法律事務所	26
-----------	----

### 【大阪府】

北大阪総合法律事務所	27
------------	----

きづがわ共同法律事務所	28
弁護士法人阪南合同法律事務所	29
<b>【三重県】</b>	
三重合同法律事務所	30
リベラ法律事務所	31
<b>【佐賀県】</b>	
九州鳥栖・芯鋭法律事務所	32

# 北海道合同法律事務所

〒060-0042 北海道札幌市中央区大通西 12 丁目北海道高等学校教職員センター5 階  
TEL 011-231-1888 FAX 011-231-1785  
E-mail: saiyou@hg-law.jp URL: <http://www.hg-law.jp/>  
連絡担当者：橋本祐樹（64期）



## 構成

設立 1970 年  
弁護士 19 名 32 期～73 期  
(男性 15 名、女性 4 名)  
事務局 15 名

## 採用予定人数

1～2 名

## 採用条件

パートナー方式（経費分担制）。但し、1 年目の収入は定額支給＋個別事件報酬。2 年目は個別事件報酬の売上額に応じた最低保障あり。詳細は面談の上決定。

勤務日、執務時間の設定は原則的に自由（但し、月 2 回の弁護士会議あり）。

## 事務所開業時間

月～金 午前 9 時 00 分～午後 5 時 30 分

## 所属弁護士の主な事件・活動

労働事件、刑事事件、少年事件、家事事件、DV 事件、消費者事件、建築紛争、医療過誤事件など幅広く多様な分野を取り扱っています。

さらに、自衛隊の南スーダン PKO 派遣差止訴訟、優生保護法国家賠償訴訟、B 型肝炎訴訟、アスベスト訴訟、じん肺訴訟、薬害肝炎訴訟、HPV ワクチン薬害訴訟、新人間裁判（生活保護引下げ処分取消請求事件）、年金額改定（減額）処分取消訴訟、泊原発廃炉訴訟、結婚の自由をすべての人に訴訟（同性婚訴訟）、SOG I ハラ訴訟などの社会的な注目を集める集団訴訟にも取り組んでいます。

また、外国人技能実習生問題、子どもシェルター、学校事故・事件弁護団など、新しい課題にも取り組んでいます。

## 事務所の特色 ～ぜひ私たちの事務所においでください！

1 年目の弁護士には、指導担当弁護士が就き、半年から 1 年間、多くの事件を共同受任します。キャリア 30 年を超えるベテラン～中堅の弁護士にも気軽に事件相談ができる安心の環境です。



横山浩之（69 期）

私は入所以来、特に労働事件に力を入れて取り組んでいます。事務所には各分野のエキスパートがいますので、共同受任を通して多様な事件について研鑽を積むことができます。

私は道外出身ですが、住環境に優れ、暮らしやすい北海道で楽しく弁護士としての活動に取り組んでいます。弁護士一人一人に個別ブース（半個室）が与えられており、執務にも集中できる環境です。



榊井妙子（69 期）

全国規模の弁護団の団長等に就任している弁護士もあり、様々な場面で道内最大級の事務所としての存在感を感じます。事務所旅行や忘年会などで事務所のメンバーと親睦を深めることも楽しみの一つです。



## 公園通り法律事務所

### [住所等]

〒060-0042

北海道札幌市中央区大通西13丁目4番地 北晴大通ビル2階

TEL 011-222-2922 FAX 011-222-2933

URL <https://www.pslaw.jp/office/index.html>

E-mail info@pslaw.jp

### [構成]

弁護士3名（奥泉尚洋（41期）、竹之内洋人（48期）、市川大輔（71期）（いずれも男性））

採用についての連絡はいずれの弁護士でも可。

事務局2名

### [採用予定人数]

1名

### [事務所の特色]

弁護士経験20年以上のベテラン弁護士2名と若手弁護士1名で構成され、バランスの取れた事務所です。3名とも自由法曹団、労働弁護団、青年法律家協会のいずれかに所属し、市民や中小企業を主な顧客として、家事、相続、交通事故、債務整理その他各種一般事件はもとより、労働事件、刑事事件及び弁護士会活動等に積極的に取り組んでいます。B型肝炎訴訟、道警ヤジ訴訟及び北大総長解任処分取消訴訟などの人権訴訟事件でもそれぞれ重要な役割を果たしています。

### [求める人材]

何事にも積極的に取り組む意欲があるとともに、それぞれの事件に対して真摯に取り組む姿勢のある方。自由法曹団や青年法律家協会あるいは労働弁護団のいずれかに所属してそれら団体の活動にも積極的に参加してもらえる方。また、事務所のパートナーとして長く一緒に活動していける方。

### [採用条件]

経費分担のパートナー方式（個人事件の受任は自由だが1年目は事務所事件を含め共同受任を原則とする。）、但し最低収入保証有り、委細は面談の上決定。弁護士会費等は個人負担。

# さいとうゆたか法律事務所は あなたの応募をお待ちしています

## 事務所情報

新潟市中央区東中通一番町86-51新潟東中通ビル5階  
電話025-211-4854 fax025-211-4857  
担当者・齋藤裕 [yutaka@sh.rim.or.jp](mailto:yutaka@sh.rim.or.jp)  
サイトsaitoyutaka.com  
弁護士1名（男、51期）

## 募集条件

給料月額50万、歩合給あり  
社会保険あり、弁護士会費事務所負担  
1日8時間週休2日、個人事件可  
採用予定・若干名

弁護士会や法律家団体、その他で活動したい方  
労災などの労働事件や行政事件に関心がある方  
私生活も大事にしたい方  
是非ともご応募ください。



<b>事務所名</b>		弁護士法人長瀬総合法律事務所
<b>ご連絡先</b>	<b>住所</b>	【牛久本部】〒300-1234 茨城県牛久市中央5丁目20番地11 牛久駅前ビル201 【日立支所】〒317-0073 茨城県日立市幸町1丁目4-1 三井生命日立ビル4階 【水戸支所】〒310-0803 茨城県水戸市城南1丁目4番7号 第5プリンスビル7階 【神栖支所】〒314-0144 茨城県神栖市大野原4丁目7番1号 鹿島セントラルビル本館7階
	<b>TEL</b>	【牛久本部】029-875-8180 【日立支所】0294-33-7494 【水戸支所】029-291-4111
	<b>FAX</b>	【共通】050-3730-0060
	<b>e-mail</b>	nagase@nagasesogo.com, okuda@nagasesogo.mygbiz.com 【両名宛にご送信ください】
	<b>採用担当</b>	奥田
	<b>URL</b>	総合案内: <a href="http://nagasesogo.com">http://nagasesogo.com</a> 求人サイト: <a href="https://nagasesogo.com/recruit/">https://nagasesogo.com/recruit/</a>
<b>弁護士・事務局</b>		弁護士：8名（代表61期、66期1名、68期1名、69期1名、71期2名、72期、73期）（男性7名、女性1名） 事務局：14名
<b>事務所の特色</b>		私たちは、「再生司法」-すべてのクライアントを「再生」することを事務所理念に掲げ、茨城県を中心に活動しています。 当事務所は、茨城県牛久市と水戸市、日立市の3箇所に事務所を設置し、茨城県内全域のリーガルサービスの提供に努めています。 事務所理念の実現を目指し、ジェネラリストとスペシャリスト、2つの要素を磨くことを意識しながら日々研鑽を重ねています。 当事務所が地方都市に所属しているという地域的特性から、早い段階で様々な分野の案件を経験することができるため、各分野を幅広く習得することが可能です。 一方、近時は地方都市であっても、各分野に精通している弁護士に対するニーズが高まっていることから、個人法務であっても専門性を磨く必要があります。当事務所では、特に①企業法務、②交通事故、③離婚、④入管関係（外国人問題）の分野を重点分野に位置付け、多数の案件を扱っています。企業法務分野では、茨城県内にとどまらず、多数の企業と顧問契約を締結している実績を有しています。また、相続分野、労働問題（使用者側/労働者側）、刑事事件のほか、他の法律事務所と協同して弁護団事件も担当しています（B型肝炎訴訟、東海第二原発差止請求訴訟等）。 当事務所では、多数の案件を扱っており、各分野を幅広く習得することが可能です。
<b>取扱分野</b>	<b>重点分野</b>	①企業法務、②交通事故、③離婚、④相続
	<b>取扱分野</b>	⑤労働問題（労使）、⑥刑事事件、⑦入管法、⑧各種弁護団事件
	<b>その他</b>	メディア出演、執筆活動、小説監修 等 その他多数 「民法を武器として使いたいビジネスパーソンの契約の基本教科書」（共著） 「運送会社のための労務管理・働き方改革対応マニュアル」（単著） 「現役法務と顧問弁護士が書いた 契約実務ハンドブック」（共著） 「現役法務と顧問弁護士が実践しているビジネス契約書の読み方・書き方・直し方」（共著） 「新版 若手弁護士のための初動対応の実務」（共著） 「若手弁護士のための民事弁護 初動対応の実務」（共著） ほか
<b>希望する修習生</b>		当事務所では、入所時の能力よりも、成長への意欲や熱意、そしてメンバー同士での協調性を重視できる方を希望しています。 「事務所のメンバーをお互いに尊重し、事務所の発展に貢献できる方」を求めています。
<b>採用条件</b>	<b>勤務時間</b>	平日：午前9時から午後6時
	<b>給与</b>	給与制（昇給有）、弁護士会費事務所負担、社会保険加入（育児休暇制度・産休制度有）
	<b>その他</b>	所内研修体制のほか、所外研修の補助制度、書籍購入補助制度などを設け、所属する弁護士が安心して成長できる環境を整えています。 事務所訪問をご希望の方は随時受け付けておりますので、お気軽にご連絡ください。
<b>採用プロセス</b>		【書類選考】 ①履歴書（写真付き）、②法科大学院の成績表（コピー可）、③司法試験成績表（すでに成績が開示されている場合、コピー可）を同封の上、メール又はご郵送にお申込み下さい。 当事務所より折り返しご連絡させていただきます。 【一次面接】 事務所説明会后、一次面接へ進まれる方には、面接の日程等をご連絡いたします。 一次面接後、二次面接へ進まれる方には、二次面接の日程等をご連絡いたします。 【二次面接】 二次面接後、可否の連絡をさせていただきます。
<b>事務所説明会日程</b>		求人サイト： <a href="https://nagasesogo.com/recruit/">https://nagasesogo.com/recruit/</a> をご参照ください。 

# とちぎ総合法律事務所

担当 小倉崇徳  
(lawyer.sutoku@gmail.com)

## 1 本年度の採用方針

栃木県で労働弁護団・青年法律家協会・自由法曹団等の活動がしたいという修習生の方がいましたら、ぜひご連絡ください。履歴書・弁護士になってどういった活動をしたいのか具体的に記載した志望理由書等を添付の上、ご連絡ください。

## 2 弁護士紹介

- ・牛木純郎 62期 東京工業大学卒業・大宮LS
- ・小倉崇徳 63期 早稲田大学・早稲田LS

## 3 事務所所在地 〒320-0041 栃木県宇都宮市松原2-8-16

TEL 028-612-6130 FAX 028-666-7255

## 4 地方の魅力

当事務所の弁護士は労働事件をはじめとして、民事・家事・刑事と多彩な事件に取り組んでいます。また、都市部ではなかなかできない、多数の刑事事件（裁判員も含む）、破産管財人、成年後見人等の業務も多数行っております。

当事務所は地域における社会運動・労働運動の核となる事務所を目指しています。都市部にはたくさんの先生方が様々な分野で活動していますが、地方で社会運動・労働運動を行う弁護士はまだ不足しています。まだまだ十分取り組めていない反貧困・オンブズマン活動・反原発・医療過誤・建築瑕疵などに取り組んでみたい方、大募集です。「鶏口となるも、牛後となるなかれ」ということわざもありますので地方での活動をご検討してみてはいかがでしょうか。栃木出身でなくても大丈夫です。宇都宮は物価が安くて住みやすいですし、東京まで新幹線で50分程度とアクセスも抜群です。他方、日光や那須などの自然や温泉にも恵まれた地域で、1時間程度で遊びに行くこともできます。

## 5 事務所訪問、その他

事務所訪問は可能な限り対応いたしますのでお気軽にご連絡ください。

たばこを吸わない人を希望します。2年間の所得保障制を予定しています。

採算性の合わない事件やお金にならない活動でも熱心に活動する人を募集しています。

### 【取り組んでいる弁護団等の活動】

労働弁護団・過労死弁護団  
ブラック企業被害対策弁護団  
奨学金問題対策全国会議  
安愚楽牧場弁護団・全国B型肝炎弁護団  
高齢者虐待対応センター  
反貧困ネットワーク栃木  
消費者サポートネット  
先物被害研究会・リース被害研究会  
等多数。

### 【事務所訪問・随時歓迎！】



埼玉県随一の豊富な経験と実績をもつ法律事務所です。

# 埼玉総合法律事務所

◆所在地 〒330-0064

埼玉県さいたま市浦和区岸町7丁目12番1号 東和ビル4階  
(浦和駅から徒歩で10分弱、さいたま地方裁判所の近く)

◆TEL 048-862-0355 (代表、AM9:00~PM5:00)

◆FAX 048-866-0425

◆ホームページ <http://saitamasogo.jp/>

◆構成 弁護士13名(男性11名、女性2名、30期~69期(74期入所予定))

## ◆事務所の特色

当事務所は、埼玉に憲法を守り人権を擁護する拠点となる法律事務所を作りたいという思いから、40年以上前に設立された事務所です。現在、所属弁護士は13名おり、埼玉県内最大規模の事務所です。社会に生きるひとりひとりの個人の尊厳が守られるよう、各人が個別事件の解決のほか弁護団活動等を通じて、様々な問題に取り組んでいます。詳しくは、ホームページをごらんください。

◆採用予定人数 1~2名

## ◆採用担当・問合せ先

鈴木(69期) ([mitsuru.suzuki@saitamasogo.com](mailto:mitsuru.suzuki@saitamasogo.com))

※電話またはメールにてお問合せ下さい

## ◆希望する修習生

労働弁護団、自由法曹団、青年法律家協会、日弁連、埼玉弁護士会等の法律家団体を通じて積極的に人権問題や社会問題に取り組もうと考えている方

## ◆採用条件

採用後一年間は、給与制で、他の弁護士と事件を共同受任して、経験を積んでいただきます。その後、様子を見ながら、各種事件ごとの分担率に応じた分担制へと移行となります。また、無給となりますが、産休や育休をとることもできます。

## ◆その他

事務所説明会を開催しますので、興味のある方はご参加ください。事務所説明会の詳細については、ホームページ等にてお知らせします。

# 弁護士法人 川越法律事務所

住 所	〒350-0062 埼玉県川越市元町2丁目4番地11	
電 話	049-225-2254	
F A X	049-225-2174	
事務所HP	<a href="http://www.kawagoe-law.com/">http://www.kawagoe-law.com/</a>	
担 当 者	上田 (tsukikoueda@kawagoe-law.com)	
構 成	細 田 初 男 (27期)	島 田 浩 孝 (39期)
	山 崎 徹 (47期)	山 元 勇 気 (58期)
	西 里 壮 史 (60期)	上 田 月 子 (62期)
	樋 川 雅 一 (67期)	立 花 ほの佳 (68期)
	駒 井 雅 之 (35期)	李 章 鉉 (72期)
	染 谷 俊 紀 (73期)	
		弁護士11名 (内 女性2名)
		事務局 9名

## 【事務所の特徴】

当事務所は、1974年に設立された老舗の事務所です。

活動地域は川越市を中心とする埼玉県西部地域であり、さいたま地家裁川越支部の管轄で、対象人口約164万人に対応しています。事務所は、同裁判所から徒歩5分の場所にあり、弁護士業務には大変便がよいところに位置しています。

設立以来、日常業務だけでなく、地域の民主的活動との結びつきを重視し、民主的で社会的弱者の側に立ち、「市民と司法の架け橋」を目指しています。

## 【日常業務】

事務所で扱う事件は、多種多様です。離婚、相続などの家事事件、借地借家、交通事故、債務整理などの一般民事事件、刑事事件、労働事件、過労死事件など何でもあります。裁判所からの、破産管財人、相続財産管理人や後見人等の選任も多いです。いろいろな事件を処理する中で弁護士としての力量を高めていくことができます。

刑事事件は、国選事件の他にも、当番弁護士や私選の依頼があるので、日常的に数件の刑事事件を抱えることとなります。この点は、地方の事務所の特徴でもあり、刑事事件・少年事件をやりたい人には特にお勧めの事務所です。

労働事件については地域の労働組合とも連携し、働く人達の人権救済の方向で活動しています。

## 【その他】

事務所のメンバーは、それぞれ、弁護士会、自由法曹団、青年法律家協会、埼玉労働弁護団などに参加しています。事務所経営は、弁護士のキャリアに応じた経費分担制ですが、新人弁護士は1年目は給料制です。

弁護士として社会のために役に立ちたい、そんな思いを持っている方、是非一度、当事務所を訪問してみてください。採用予定人数は1名です。

# 千葉中央法律事務所

- ◆所在地等 千葉市中央区中央3-10-6 北野京葉ビル9階（裁判所の近くです）  
TEL 043 (225) 4567 FAX 043 (225) 1507  
URL [www.cbcl.com](http://www.cbcl.com)
- ◆構成 弁護士 9名（うち女性1名，19期～72期） 事務員 4名
- ◆採用予定人数 1名以上

## ◆特色

私たちの事務所は、「平和と民主主義，基本的人権の尊重」を基本理念として，1971年に設立され，創立50周年を超えました。現在も，所員は，様々な公益課題（憲法，労働，冤罪，公害，死刑廃止，修習生支援，LGBTs等）に取り組んでいます。

各弁護士が対等平等な立場で事務所を運営しています。経営形態は，歩合制の共同経営です。ただし，入所1年目は最低保障があります。

仕事量や勤務時間等は，各弁護士の裁量に委ねられており，それぞれ，弁護士会，自由法曹団，青年法律家協会，労働弁護士団などの活動に参加しています。

活動地域は，千葉県全域です。県内各地の民主商工会や議員と連携して出張法律相談も実施しています。

2021年4月に新事務所に移転したこともあり，新しい事務所体制を一緒に作ってくださる方を募集します。

## ◆取扱業務

- ・一般民事，労働，公害環境，家事，刑事，少年，交通事故，債務整理，消費者問題，医療等。
- ・あらゆる事件が舞い込んできます。社会的弱者の側に立った事件が中心です。
- ・労働や公害事件は，顧問の労働組合や各団体と協力し，多数の事件を扱っています。
- ・家事事件は，調停委員経験者が複数おり，経験と実績が豊富にあります。
- ・刑事事件は，件数が非常に多く，力を入れたい方には大変やりがいある地域です。
- ・成年後見，相続財産管理，破産管財等は，裁判所からの選任も増えています。

### ～ 主な大型事件 ～

川鉄公害訴訟，中国残留孤児国賠請求事件，東京湾三番瀬埋立ヤミ補償事件，ハッ場ダム公金支出差止事件，旭ガラスアスベスト労災事件，原爆症認定問題，産廃処分場差止事件，原発訴訟，JAL不当解雇撤回事件，年金訴訟等

## ◆求める人材等

弁護士として単に個別事件に取り組むだけではなく，社会的に劣勢に置かれている人々を助けるような活動（いわゆるプロボノ活動等）をされる方，まさに弁護士法1条のような弁護士生活を送りたい方を歓迎いたします。

また，本年，新事務所に移転しこれを契機に事務所の在り方を変えて行く風土が生まれてきたため，新しい事務所の在り方を一緒に考えてくださればと思います。

興味を持たれた方は，是非，事務所見学をお申し出下さい。お気軽にご連絡頂ければ幸いです。

連絡先 土居 太郎（68期 [tarod12@nifty.com](mailto:tarod12@nifty.com)）

# とうかつ 東葛総合法律事務所



敷居の低い・地域に根ざした法律事務所とは何でしょう？  
相談料が無料？大々的な宣伝広告？  
私たちはそうではなく、市民の方々で作る「友の会」と共に活動しています。



代表  
弁護士 蒲田孝代  
趣味 サイクリング

## 理念

設立から45年間、地域の人たちの人権擁護と民主主義社会の深化のために歩んできました。弁護士と事務局員が一体となり、信頼し合って理念実現に日々取り組んでいます。

弁護士 小川款  
趣味 音楽鑑賞

## 成長

当事務所には、経験豊かな先輩弁護士から、「あるべき弁護士の姿」を学び、成長できる環境があります。ぜひ、歴史・理念のある当事務所の弁護士として、働いてみませんか？



## 友の会



弁護士 萩原得誉  
趣味 家族旅行

弁護士を志したきっかけであるえん罪事件（布川事件）への取り組みを、思う存分できる事務所と出会えたことは、本当に幸運でした。再審から国賠へと20年、日々奮闘です！



弁護士 福富美穂子  
趣味 ジョギング

## えん罪

事務所の構成 弁護士8名（男性4名、女性4名）  
上記事務所の理念等にご賛同いただける修習生を募集します。

### 応募方法



履歴書（書式自由、但し手書き）  
司法試験の成績表  
を下記弊所宛にご送付ください。

**\*事務所説明会を開催予定。HPをご確認ください！**

〒271-0092 千葉県松戸市松戸 1281-29 松戸東洋ビル 5階  
TEL 047-367-1313 FAX 047-367-1319  
mail tosoho@nifty.com HP <http://tokatsu-law.com/>  
採用担当 弁護士 藤吉 彬



事務所 HP

## 当事務所の場所・・・



東京地裁まで 千代田線直通 34分



身近な頼りになる

KITASENJU LAW OFFICE

# 北千住法律事務所

## アクセス

〒120-0034

東京都足立区千住1-24-4 広瀬ビル2階 (北千住駅出口1より徒歩5分)

TEL 03-3870-0171 / FAX 03-3881-7471

受付時間 月～金 am10:00～pm6:00 <http://www.kitasenju-law.com/>



## 所員構成

- ・弁護士 8名 (男性6名、女性2名) / 28、33、61、65、68、69、72、73期
- ・事務局 4名 (+嘱託1名)

## 事務所の特色

- ◇当事務所は、1974年4月の開設以来、40年以上にわたり、足立区・荒川区を中心とした地域に根ざした法律事務所として、業務を行ってきました。
- ◇一般民事や刑事はもちろん、離婚、相続、債務整理、破産(個人・法人・管財)、交通事故、労働事件(労使双方)、建築訴訟、行政事件、調停委員など、多種多様な事件を取り扱っています。
- ◇所内の雰囲気は、一言で言えば「自由」。勤務時間も、どんな活動をするかも自由です。また、所員同士の顔が見えやすい規模なので事務所内の風通しがよく、事務所運営には若手の意見も積極的に取り入れています。
- ◇新人の指導体制としては、1年目は先輩弁護士と2名で事件を担当するほか、月に一度の事件検討会を行っています。
- ◇各弁護士が自分の関心に従い、弁護団事件や弁護士会活動、社会運動、ロビーイングなどに取り組んでいます。
  - ・所員が関わる主な弁護団事件等  
日の丸君が代訴訟、首都圏アスベスト訴訟、福島原発被害訴訟、安保法制違憲訴訟、新生存権裁判、植村記者訴訟、東京大空襲訴訟、「結婚の自由をすべての人に」訴訟、「桜を見る会」を追及する法律家の会、日本学術会議任命拒否問題情報公開請求など
  - ・所員が所属する主な法律家団体  
青年法律家協会、自由法曹団、日本労働弁護団、日本民主法律家協会、改憲問題対策法律家6団体連絡会、医療問題弁護団、ブラック企業被害対策弁護団、明日の自由を守る若手弁護士の会など
  - ・所員が所属する主な委員会 (東京弁護士会の副会長を過去に務めた弁護士もいます)  
犯罪被害者支援委員会、性の平等に関する委員会、子どもの権利委員会など

## ◆採用について◆

採用人数：若干名

連絡担当：北條友里恵 (73期)

Email：yurie-hojo@mbr.nifty.com (北條)

採用条件：◇1年目は、月40万円の給料制。事務所事件は先輩弁護士と共同受任ですが、個人事件も受任可(報酬は、一定割合の経費を引いた上で給料に上乘せ)。

◇2年目は、給料制か経費分担制かを選択できます。

求める人材：人権問題や社会問題に積極的に取り組む意欲がある方。

**\*当事務所に興味がある方は、お気軽に事務所訪問に来て下さい。ご連絡をお待ちしております！\***



人と暮らしをまもるパートナー

## 東京法律事務所

〒160-0004

東京都新宿区四谷 1-4 四谷駅前ビル

Tel 03-3355-0611 Fax 03-3357-5742

(<https://www.tokyolaw.gr.jp>)

担当 川口智也 (69期)

([kawaguchi@tokyolaw.gr.jp](mailto:kawaguchi@tokyolaw.gr.jp))

### 採用予定

若干名

### 採用条件等

2年間は固定給料制(月例給+賞与)。以降は経費分担+歩合(最低保障あり)。  
弁護士会・各種法律家団体の会費・諸会議等参加費は全額事務所負担。

### 所員構成

弁護士33名(男性25名・女性8名)

…10期、24期、28期、30期(2名)、31期、32期、33期、34期、36期、38期、  
40期(2名)、44期、53期、54期(2名)、57期(2名)、58期、60期、61期、  
62期、64期、66期、68期(2名)、69期、70期、71期、72期、73期(2名)

事務局16名 司法書士1名

### 運営

新人弁護士・事務局を含む全所員が対等平等の権利を持つ事務所総会(毎月1回定例及び年2回泊込み)の決定にもとづき、運営委員会が日常運営を行う。

### 特色

- 一般民事事件のほか、労働(リストラ・過労死・女性差別・セクハラ・パワハラ等)、原発・公害、消費者被害(クレサラ・証券・各種金融被害等)、医療過誤、中小企業営業(フランチャイズ・事業承継・税金訴訟等)等々、各弁護士が幅広い分野の事件や多様な人権課題に取り組んでいる。
- 労働組合向けセミナーの開催やメールマガジンの発行、ブログ等による情報発信をしているほか、労働者の権利を守る諸活動に取り組んでいる。
- B型肝炎集団訴訟の弁護団事務局事務所である。
- 憲法改悪反対の運動に力を入れており、所員と依頼者の方々に「東京法律事務所9条の会」をつくって、さまざまな企画を行っている。また、新宿区・千代田区内の運動にも関わっている。
- 当番弁護士・国選弁護人に登録して刑事・少年事件に取り組むとともに、日弁連・東弁・二弁の各種委員会に役員を送り出すなどして弁護士会活動に取り組んでいる。
- 自由法曹団・日本労働弁護団・青法協などの法律家団体や明日の自由を守る若手弁護士の会の諸活動に力を注いでいる。
- 弁護士会主催の事務員研修の講師もつとめる優秀な事務局スタッフがそろっており、弁護士・司法書士・事務局による共同処理体制を整えている。



# 旬報法律事務所

所在地 東京都千代田区有楽町 1-6-8 松井ビル 6~9 階

創立 1954 年

所員構成 弁護士 29 名（女性 6 名：55 期、58 期、62 期、63 期、66 期、68 期）  
22~39 期：6 名 41~58 期：9 名 60~73 期：14 名

【採用条件】 採用予定人数 1~2 人 採用条件 パートナー弁護士

- ・ 事件対応は原則として共同受任。個人事件・弁護団活動等も原則として自由。
- ・ 1 年目から事務所運営に参加。
- ・ 弁護士の収入は事件売上による。  
3 年目まで収入の最低保障あり（1 年目月 40 万円、2~3 年目年 480 万円）。  
他の弁護士から共同受任の声かけがあるので、収入の心配はなし。
- ・ 弁護士会等の会費は自己負担。法律家団体の活動費は援助あり。

【当事務所が求める人材】

- ・ 人権問題や事件活動に意欲的に取り組む姿勢を持つ人
- ・ 所員と協力して、事務所運営に寄与する意欲のある人

【事務所の特色】

- ・ 以下の法律家団体に所属し、労働者や市民の権利を守るための活動に取り組む。  
自由法曹団、日本労働弁護団、青年法律家協会、国際法律家協会
- ・ 事務所の取扱事件の約半数は労働事件（労働者側のみ）。
- ・ 在籍弁護士は、関心のある人権課題にも個別に取り組む。
- ・ ベテランから中堅、若手まで幅広い年代が在籍。
- ・ 女性弁護士の産休・育休制度有り。
- ・ 職員室タイプの執務スペースで他の弁護士に気軽に事件等の相談が可能。

【所属弁護士が担当している主な事件や活動】

日本マクドナルド店長残業代事件、阪急トラベルサポート残業代事件、IBM ロックアウト解雇事件、電通新入社員過労自殺事件、日本郵政事件（20 条裁判）、アリスさんマークの引越社事件、スモン訴訟、H I V 訴訟、東京都日の丸・君が代訴訟、夫婦別姓訴訟、アスベスト訴訟、B 型肝炎訴訟、原発被害賠償訴訟、ハンセン病家族訴訟、「結婚の自由をすべての人に」訴訟、ブラック企業被害対策弁護団、過労死弁護団、医療問題弁護団 他

75 期向け事務所説明会：開催日時等の詳細は事務所ウェブページに掲載予定。

採用担当：高橋寛（70 期）

連絡先：takahashi@junpo.org

H P : <http://junpo.org/>

TEL 03-3580-5311 FAX 03-3592-1207



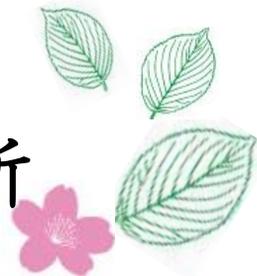


<b>担当：</b> 山田聡美（69期） <a href="mailto:ypsatomi@outlook.jp">ypsatomi@outlook.jp</a>	<b>採用予定人数</b> 1名
<b>弁護士の構成</b> 10名（男性6名、女性4名） （33期、37期、40期、48期、51期、53期、57期、60期、61期、69期）	
<b>特色</b> 所属弁護士は、ベテラン、中堅、若手、男女のバランスがとれた体制です。先輩後輩を問わず、事務所内での事件相談もよくされており、新人も遠慮なく相談できます。 世田谷区・目黒区を対象とする地域事務所として、地元の住民・民主団体・労働組合との繋がりも強いです。	
<b>所属弁護士が担当する事件</b> 相続、離婚、交通事故、債務整理、不動産、労働、消費者、建築、賃貸借、貸金、医療、国賠、再開発、行政、刑事、等幅広い分野の事件を扱っています。 <b>所属弁護士が関わる主な弁護団事件</b> 東京大気汚染公害調停、福島原発事故損害賠償事件、建設アスベスト訴訟、年金減額違憲訴訟、晴海選手村訴訟など、公害や行政訴訟の蓄積があります。	
<b>希望する修習生</b> 依頼者に寄り添い、一つ一つの事件に真摯に取り組む。 青年法律家協会や自由法曹団等の法律家団体の活動に積極的に取り組む。 集団訴訟事件等の社会的事件に大きな関心を持ち、積極的に取り組む。	
<b>勤務条件</b> 最初の2年間は給料制。その後は、実績や経験年数等を加味した経費分担制 （共同経営者として、事務所会議で話し合っていて決めていきます。）	



創立60年 暮らしと人権を守る

# 代々木総合法律事務所



〒151-0053 東京都渋谷区代々木1丁目42番4号  
JR線・都営大江戸線代々木駅から徒歩4分  
小田急線南新宿駅から徒歩2分  
TEL 03-3379-5211 FAX 03-3379-2840  
ホームページ <http://yoyogi-law.gr.jp/>



## 長い歴史と地域の基盤

1962年開設以来、渋谷区・中野区・杉並区という地元地域を基盤に、地元の住民の暮らしと人権を守りながら長い歴史を歩んできました。渋谷区の住民監査請求事件、中野区の保育士の労働事件や、杉並区のアニメーターの労働事件、住民監査請求など、地域に根差した事件を多く取り扱っています。

地元の税理士、建築士、医療関係者などの専門職や地域のユニオン・区議など多様な人たちと連携を取りながら、弁護士業務に取り組んでいます。

## 大規模事件・労働事件

常に時々の課題に対して労働者、市民の立場で、人権を守るために、国家権力や大企業相手にもひるまずたたかってきました。これまでに事務所の弁護士が取り組んできた事件は、憲法判例で有名な本採用拒否を争った三菱樹脂事件、薬害肝炎事件、表現の自由をめぐる国公法事件、冤罪事件の足利事件などがあります。

最近では、各弁護士が個性を生かしながら京王バス労働組合の事件、名ばかり管理職事件、「派遣切り」「期間工切り」事件、ブラック企業対策などの非正規労働者の労働事件や、生活保護裁判、「追い出し屋」対策、脱法ハウス問題などの貧困問題、ひきこもり支援を謳う悪質施設に対する裁判、HPVワクチン訴訟など様々な事件に取り組んでいます。

## 市民活動とともに

安保関連法（いわゆる戦争法）や共謀罪反対する取り組みをはじめ、憲法等の市民向け学習会の講師活動など平和・憲法を守る運動や、野党共闘により戦争法の廃止と立憲主義の回復を目指す地域の市民連合の活動にも取り組んでいます。地域の病院や区議さんと一緒に路上での何でも相談会ボランティアにも取り組んでいます。

## 若手が働きやすい

事務所の運営は、弁護士・事務局員が対等・平等の立場で、民主的に討議のうえ行っています。

また、事務所の「暮らしと人権を守る」という理念に沿うものであれば、弁護士各自が個性に富んだ活動に取り組めます！事務所の取り組みの詳細は、HPでぜひご確認ください。

## 実直に人権課題に取り組む方をお待ちしております！

- \*採用予定人数\* 1名
- \*入所後の待遇\* 給与：1年目は、毎月定額給与制。2年目以降は経費分担制。  
弁護士会や法律家団体（自由法曹団・労働弁護団・青法協など）の活動には、積極的に参加することを勧めています。
- \*構成\* 弁護士 14名（男性11名／女性3名）  
11期、26期、27期、30期、38期、41期、43期、45期、50期、54期、60期、61期、新61期、73期、（74期予定）  
事務局 3名（女性2名／男性1名）
- \*連絡担当\* 林 治（60期）[hayashi@yoyogi-law.gr.jp](mailto:hayashi@yoyogi-law.gr.jp)



# 東京東部 法律事務所

〒130-0022  
東京都墨田区江東橋3丁目9番7号  
国宝ビル6階

担当者 柏木 優孝(73期)  
(kashiwagi@tobu-law.com)

TEL 03-3634-5311 FAX 03-3634-5315  
<http://www.tobu-law.com/>

構成: 弁護士16名 [23期, 28期, 41期, 42期, 46期, 48期, 50期, 55期, 57期(2名),  
新60期, 新63期, 新64期, 66期, 71期, 73期] 事務局8名

- 採用予定人数 1~2名
- 採用条件 入所1年目より経費分担制(入所後一定期間は、最低保証制度あり。)  
勤務時間及び休日は弁護士の裁量による。  
弁護士会登録費は全額事務所負担。
- 事務所開業時間 月~金 午前9時30分~午後6時00分

## 特色

墨田・江東・葛飾・江戸川の下町を主な活動エリアとする東京東部地域最大規模の法律事務所であり、取り扱う事件の件数・多様性において同地域随一の法律事務所です。区職員労働組合、教職員組合、借地借家人組合等多くの団体を顧問先に持っています。

一般民事、刑事事件はもちろんのこと、労働事件、行政事件、消費者事件等、事務所にはあらゆる種類の事件が持ち込まれ、非常に多種多様な事件を取り扱います。

地域の設計事務所の建築士等と連携し、「すみよいまちづくり」をめざして最新のテーマで研究会活動を行う等、地域に密着したユニークな活動も行っています。

各弁護士が自分の興味関心に応じ、多様な人権活動を行っているほか、他事務所と連携して弁護団を組み、活動しています(東京大気汚染訴訟、中国人戦争被害訴訟、スーパー堤防事業取消訴訟、福島第一原発被害者弁護団、旧動燃思想差別事件、東京都非常勤講師再任用拒否事件、首都圏建設アスベスト訴訟、HPV薬害訴訟、年金引き下げ違憲訴訟、外国人技能実習生事件他)。また、弁護士会、自由法曹団、青年法律家協会等の諸活動にも積極的に取り組んでいます。

自主・独立・自由・平等をモットーとするスマートで明るい事務所です。入所後一定期間は先輩弁護士が受任した事件を新人弁護士に配転し、共同受任で事件を処理します。その中で弁護士としての基本的スキルを磨いていただくため、サポート体制は万全です。

事務所はJR錦糸町駅から徒歩2分の至近距離に位置し、霞ヶ関(東京地裁)や新宿も電車で25分圏内にあります。東京スカイツリーのお膝下であり、都内東部の拠点としてこれから益々発展が期待される地域です。



**弁護士、事務局で力をあわせて頑張っています！  
是非当事務所の説明会にお越し下さい。  
一緒に活動していただけるフットワークの軽い方  
のご応募をお待ちしております。**

# 東京南部法律事務所

【所在地】 〒144-8570 東京都大田区 5-15-8 蒲田月村ビル 4階  
電話 03-3736-1141 / Fax 03-3734-1584  
URL : <http://nanbu-law.gr.jp/>

【担当者】 坪田 優 ([tsubota@nanbu-law.gr.jp](mailto:tsubota@nanbu-law.gr.jp))  
永井 久楽太 ([nagai@nanbu-law.gr.jp](mailto:nagai@nanbu-law.gr.jp) 連絡担当)

【構成】 弁護士 18人 (男性 14人・女性 4人) , 事務局 9人  
修習期 : 21,22,29,30,34,38,40,44\*,48,53\*,54\*,58,64\*,65,67,70,72,73  
(\*は女性)

【採用予定人数】 1名

【勤務条件など】 執務時間, 休日は各人の自由です。事件の受任も原則としては自由です。登録後半年は研修期間として, 他の弁護士と共同受任となります。登録後4年間は一定額の給与が保証されます。各分野(民事, 刑事, 労働など)についての研修制度や, 事務所内での事件検討会など, 充実したサポート体制を整えています。

## 【事務所の特色】

当事務所は, 1968年に, 地域に密着し, 市民に開かれた「地域の法律事務所」を目指して開設されました。東京都大田区は, 現在でも4000以上の工場が集まるモノづくりの町です。事務所のある蒲田は, 松竹キネマ蒲田撮影所が有名でした。今は羽根つき餃子などで有名です。

地域事務所ですので, 比率としては一般事件が多いのですが, 特徴としては, **労働事件・弁護団事件**が多いこと, **憲法・平和活動**を積極的に行うことが挙げられます。

労働事件に関しては, 事務所が羽田空港に近いこともあって, **航空関係の事件**が多くあります。一般の航空労働者から, 機長, 客室乗務員までいろいろな職種の労働事件を扱い, JAL客室乗務員監視ファイル事件, 客室乗務員の組合差別事件, JAL不当整理解雇事件などの大型案件では弁護団を結成し取り組んできました。また, 金属・交通関係を始め地域の労働組合と協力し, 労働事件に積極的に関わっています。

また, 所員弁護士が参加している集団訴訟は, 原爆症認定集団訴訟, 薬害肝炎, HPVワクチン薬害訴訟, 安保法制違憲訴訟, 国公法弾圧事件, 原発被害賠償訴訟(生業弁護団, 浜通り弁護団), 首都圏建設アスベスト訴訟, 大規模道路建設認可処分の取消訴訟など多岐にわたります。**弁護団事件・集団訴訟**に関わる環境は充実しています。その他, **医療問題弁護団**の事務局事務所として, 医療事件に積極的に関わる弁護士も多数所属しています。

さらに, 「弁護士9条の会おた」等の憲法・平和活動にも取り組んでいます。近時は, 憲法改悪や労働法制改悪の問題などに関して蒲田駅前街頭宣伝を行ったり, 地元の民主団体と協力して憲法の大切さを考える大規模なシンポジウムを行ったりしてきました。地域の人々と協力し合い, 世間に訴えかける活動を楽しんでいます。

当事務所の魅力を限られた紙面で語り尽くすことはできませんが, 以上のような事務所の理念・活動に共感していただける方は, 是非お気軽にご連絡ください。一緒に楽しく仕事・活動を楽しみましょう!



日本を、世界を、歴史を変えていく

75期  
司法  
修習生

# 事務所説明選考会 (希望者のみ)

個々の志向適性を開花させる  
様々なキャリアパス制度

今後のキャリア形成に生きる  
基礎的マナー研修・営業研修制度

所内外の弁護士との  
共同連携によって担保される成長

社会活動を事務所として  
バックアップ

OJTの充実を担保する  
所内研修・カンファレンスの実施

パラリーガルチームを配置し  
迅速に事件対応をサポート

説明会

**日程** 随時公式HPにてお知らせ致します。

**会場** 弁護士法人・響 [西新宿オフィス] 〒169-0074 東京都新宿区北新宿2-21-1 新宿フロントタワー14階

参加希望の方は、以下のメールアドレス宛に、お名前、大学名、修習地、「〇月〇日の説明会に参加希望」の旨をお送り下さい。

 [fresh@hibiki-law.or.jp](mailto:fresh@hibiki-law.or.jp)

お問い合わせ

 **03-6866-0289** 【担当】伊藤まで  
URL: <https://hibiki-law.or.jp/>

## 事務所の特徴

### リーガルサービスで 日本を、世界を、歴史を変えていく

我々弁護士法人・響は、人権型ローファームという側面と経営基盤の圧倒的な確立という側面を持ち合わせ、高水準なリーガルサービスをご提供していくことを使命としています。

交通事故、債務整理、遺産相続・離婚などの家事事件、労働事件、また中小企業法務として、顧問案件、法人企業再生など、さらにNOON訴訟を始めとする刑事事件にも取り組んでおります。また、さらに社会的活動や人権擁護活動等にも積極的に取り組み、あらゆる分野のリーガルサービスをワンストップで提供しています。今後は海外を含む支店展開を行っていき、日本に、世界に最高水準のリーガルサービスを提供し世界を変え歴史をつくる取り組みを各方面で進めていきます。

## 募集する人材像

- 最高水準のリーガルサービスをクライアント一人一人に届けようとする強い意志のある人
- 主体性×ポジティブ → 強い成長意欲があり、社会を変える一翼となれる人
- 仲間を大切にすることの出来る人

我々弁護士法人・響は新たに育成支援プログラムや、独立支援制度、のれん分け制度を設け、それぞれの弁護士が目指す法曹像を実現できる環境を整えています。事務局はパラリーガル制度を採用し、弁護士・事務局で共同して案件を進める体制となっています。

あなたも弁護士法人・響が目指す『社会を変えていく力、変えていける法律事務所』の仲間になりませんか？

## 概要

● 西新宿オフィス  
〒169-0074 東京都新宿区北新宿2-21-1  
新宿フロントタワー14階

● 虎ノ門オフィス  
〒105-0001 東京都港区虎ノ門3-19-13  
スピリットビル4階

● 立川オフィス  
〒190-0012 東京都立川市曙町2-16-6  
テクノビル4階

● 大阪オフィス  
〒541-0047 大阪府大阪市中央区淡路町2-4-3  
ISOビル6階

## 採用条件等

### 【アソシエイト】

月額40万円～  
定期昇給＋歩合給＋賞与(業績による)

### ● 年収モデル

1～3年目：600万円～800万円程度

弁護士会入会・月会費、交通費、各種活動費は事務所負担  
社保完備、産休育休制度完備、個人事件受任可(経費負担3割)

### 【勤務地】

東京都内

## 採用予定

5名以上

## 所員構成

代表弁護士 西川研一(60期/西新宿オフィス)

● 弁護士 20名

● 事務員 197名

※2021年7月末現在

● 福岡オフィス  
〒810-0073 福岡県福岡市中央区舞鶴3-1-10  
オフィスニューガイアセレス赤坂門NO.19 11階

# TOKYO大樹法律事務所

## 所在

〒160-0022 東京都新宿区新宿 1 丁目 26 番 1 号 長田屋ビル 5 階  
東京メトロ丸ノ内線 新宿御苑前駅 徒歩 5 分程度  
電話：03-3354-9661 FAX：03-3354-3324  
URL：<http://www.tokyotaiju.com/>

## 構成

弁護士：男性 4 名（43 期、55 期、63 期、73 期）  
女性 5 名（37 期、48 期、60 期、62 期、64 期）  
事務員：5 名

## 事務所の特色

- ・当事務所は、17 期の弁護士 2 名が 1978 年に立ち上げた事務所です。40 年以上にわたり「憲法の中に忠実な良心的在野法曹」を創立時以来の理念として、各弁護士が様々な分野で人権課題に取り組んできました。
- ・当事務所の最大の特色は、先輩弁護士のサポートを受けながら、弁護士会（委員会）・弁護士団・各種団体などに自由に所属し、自由に活動を行える点です。青年法律家協会、労働弁護士団や医療問題弁護士団などに所属している弁護士もいますし、所属していない弁護士もいます。
- ・各弁護士は、一般的な民事事件や家事事件、刑事事件、債務整理、交通事故などはもちろんのこと、中小企業法務、消費者問題、建築問題、労働問題、医療過誤、犯罪被害者支援、行政事件、外国人事件、少年事件などの専門分野にも力を入れています。また、薬害や原発被害、証券被害、国籍確認、LGBT などの弁護士団で中心的に活動しています。
- ・月 1 回の弁護士会議を行い、事務所内のコミュニケーションも活発です。コロナの影響で休止中ですが、年 1 回の弁護士合宿、忘年会・暑気払い・お花見などの各種行事も行われています。事件処理などで悩んだときには、いつでも先輩弁護士に相談できますので、安心して事件に取り組むことができます。

## 所属弁護士が関わる主な集団訴訟・弁護士団など（過去含む）

津地鎮祭訴訟、横田基地訴訟、ハンセン病国賠訴訟、ビルマ難民弁護士団、薬害肝炎訴訟、国籍確認（国籍法法令違憲）訴訟、「青写真判決」判例変更事件、ライブドア株主被害弁護士団、GID（性同一性障害者）法律上も父になりたい裁判、浪江原発訴訟、HPV ワクチン薬害訴訟、医学部入試における女性差別対策弁護士団・都立高校入試のジェンダー平等を求める弁護士の会、同性婚人権救済弁護士団、結婚の自由をすべての人に弁護士団、など。

## 採用予定人数

1 名。事務所理念に賛同し、人権課題に積極的に取り組む意欲のある方を歓迎します。

## 採用条件

パートナー（共同経営者）としての採用（売上及び登録年数に応じて経費負担）。ただし、1 年目は、経費負担なし、月 50 万円・年間 600 万円の売上最低保証あり。弁護士会費は自己負担。勤務時間・休日は各人の自由。個人事件の受任も原則自由です。

## 事務所訪問&学習会

事務所会議室での参加を歓迎しますが、ズームでの参加も可能です。コロナの状況によりますが、終了後には懇親会も行う予定です。

10 月 22 日（金）17:00～18:30 テーマ：結婚の自由をすべての人に訴訟

10 月 29 日（金）17:00～18:30 テーマ：犯罪被害者支援の現場から

11 月 5 日（金）17:00～18:30 テーマ：医療事件のやりがい

参加希望者は前日までに以下の連絡先にメールにてご連絡下さい。

担当：弁護士 松田亘平（73 期）[matsuda@tokyotaiju.com](mailto:matsuda@tokyotaiju.com)



# 三多摩法律事務所

## ■ 事務所の特徴

### <多摩地域最大規模の事務所>

1967年に創立し、多摩地域に根ざして50年以上、地元の方々とともに歩んできました。今では多摩地域最大規模の事務所となりました。

多種多様な案件に接しています。離婚、相続、交通事故、債務整理等に加え、労働(労働者側)、消費者被害、医療過誤等に携わっています。スケールメリットを生かし、時には弁護団を組んで事件解決に当たります。一般的な事務所に比べて、労働事件が多いことも特徴です。

### <社会的な問題や人権課題への精力的な取り組み>

首都圏建設アスベスト訴訟、横田基地公害訴訟、HPV ワクチン薬害訴訟など、社会的な問題に取り組んでいるほか、過労死、環境、生活保護などの人権課題に精力的に取り組んでいます。

### <憲法の基本理念を守りいかす活動>

憲法の基本理念である人権と平和、民主主義を守る活動に積極的に取り組んでおり、多くの弁護士が、自由法曹団等の活動や弁護士会の活動に参加しています。

## ■ 事務所の雰囲気等

ベテランから若手まで上下の区別なく和気あいあいとした雰囲気です。

2016年に事務所を移転し、立川駅からも立川支部からもアクセスが良くなりました。執務スペースは1フロアとなっており、意思疎通を図りやすい環境です。

弁護士23名(男性14名、女性9名)、修習期は20期代1名、30期代4名、40期代2名、50期代5名、60期代7名、70期代4名。事務局スタッフ14名。

## ■ 採用予定人数、採用条件等

若干名を予定しています。

5年目までは給与完全保障の仕組みがあります。弁護士会入会費・弁護士会費・法律家団体会費など必要経費は、事務所負担です。新人1名に対し2名の指導担当がつき、1年目から他の弁護士と共同受任するなど体制を整えています。



〒190-0014 立川市緑町4-4 立川北口薬局ビル4階

TEL 042-524-4321 FAX 042-524-4093 ホームページ <http://www.san-tama.com>

連絡先 [lawoffice@san-tama.com](mailto:lawoffice@san-tama.com) 担当弁護士小口明菜(64期)/弁護士高島健人(70期)

# 三多摩法律事務所・学習会のお知らせ

2021年9月

法曹を目指すみなさん

わたしたちの事務所は、1967年に設立されました。現在23名の弁護士が在籍し、それぞれの弁護士がさまざまな分野で活動しております。

事件の種類は、交通事故や離婚、相続、倒産・債務整理等の一般民事事件のほか、労働事件（労働者側）、消費者事件、医療過誤事件等も扱っており、非常に多彩です。首都圏建設アスベスト訴訟、新横田基地公害訴訟などの社会的な問題となっている大型事件や、過労死、薬害、環境、生活保護などの人権課題にも精力的に取り組んでいます。

私たちはさらに活動の幅を広げるべく、来年度は若干名の採用を検討しております。以下の日程で学習会と事務所説明会を行ないます。2回とも違ったテーマでの開催となります。連続でのご参加も大歓迎です。

**10月21日（木）17:00～**

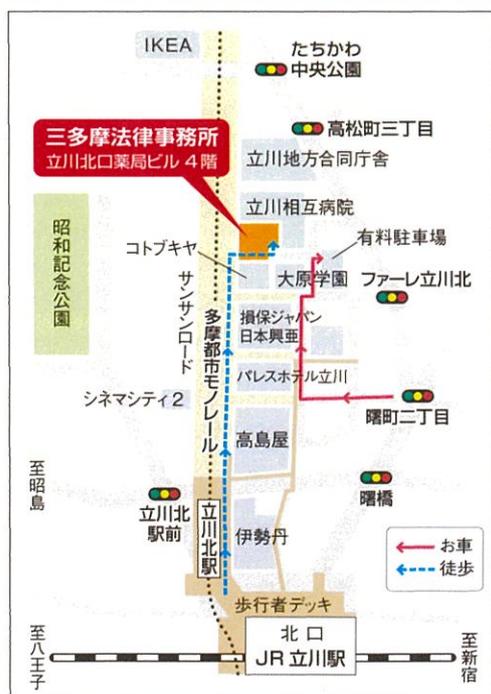
**学習会「労働事件への関わりの面白さ」**

講師 小林克信弁護士（36期）井橋 毅弁護士（72期）

**10月30日（土）15:00～**

**学習会「公害問題への弁護士としての関わり方  
～横田基地騒音訴訟を通して～」**

講師 佐藤 宙弁護士（66期）神垣真歩弁護士（73期）



会場及び ZOOM を利用したハイブリッド方式での開催となります。

参加希望の方は [lawoffice@san-tama.com](mailto:lawoffice@san-tama.com) へ会場参加/ZOOM 参加を明記の上、お申し込みください。

**三多摩法律事務所**

〒190-0014

東京都立川市緑町4番地の4  
立川北口薬局ビル4階

TEL 042-524-4321 FAX 042-524-4093

E-MAIL [lawoffice@san-tama.com](mailto:lawoffice@san-tama.com)

担当 小口(64期) / 高島 (70期)

弁護士法人

# まちだ・さがみ総合法律事務所

・町田事務所 東京都町田市森野 1-8-17 電話 042-720-2626 FAX042-723-8943

・相模原事務所 神奈川県相模原市 3-8-26 サンライズビル 4 階

電話 042-730-5005 FAX 042-730-5035

・HP <http://www.machisaga-lo.jp/> ・連絡先 [saiyou@machisaga-lo.jp](mailto:saiyou@machisaga-lo.jp) (担当 川合)

## 修習生向けの学習会&説明会を 開催します

日時：2021年10月18日(月)  
18時30分～(1時間半程度)

内容：事務所説明会&学習会(労働  
問題・環境問題の予定)

場所や開催方法などは別途ご連絡  
いたします。まずは下記宛てにご連絡  
ください。皆さまとお会いできる  
ことを楽しみにしています。

連絡先→[saiyou@machisaga-lo.jp](mailto:saiyou@machisaga-lo.jp)

## 事務所の特色

1991年に町田事務所を、2009年に相模原事務所を開設。設立して30年がたちます。町田・相模原を中心として、市民や働く方の権利と生活を守る法律業務を誠実に行い、憲法と人権を大切にしている活動をしています。町田事務所は男性5人(29期、55期、61期、68期、73期)、相模原事務所は男性2人、女性2人(32期、38期、61期、65期)です。

## この事務所で、一緒に活動をしてい ただける方を募集します。

若干名を募集します。入所後は指導担当の弁護士中心に事件活動をしていきます。入所後半年間は共同受任を基本とします。また、弁護士会・青年法律家協会・自由法曹団の会費は事務所が負担します。そのほか具体的な待遇等はお問い合わせください。

## 取扱事件・弁護団の紹介

相続、交通事故、後見、離婚など一般民事、家事事件はもちろん、労働事件、過労死事件、インターネット関連、いじめ事件など様々な事件に日々奮闘しています。弁護団は、鶴川高校教組差別事件、原発被害救済、首都圏建設アスベスト、薬害C型肝炎、HPV、水俣病、自死遺族支援、リニア中央新幹線問題、ブラック企業被害対策などに取り組んでいます。事件、弁護団、弁護士会委員会の活動のほか、市民、労働組合の皆さんと交流しながら相談会の企画や学習会の講師なども積極的に行っています。

# 法律家として、市民運動や政治にも関心のある方 豊かな自然と広いスペース、職住接近可能な 八王子合同法律事務所

## 《事務所の概要》

1974年設立。八王子を中心に、多摩地域に根ざした事務所です。住民の権利を守り、民主主義の発展のため、日々活動しています。

弁護士(9名)は18期～68期(男性7名・女性2名)、事務局は7名(うちパート1名)。

弁護士全員が、自由法曹団、青法協、日本労働弁護団、日本民主法律家協会に参加しています。

## 《活動内容》

一般民事はもちろん、労働、刑事、行政事件など様々な事件に取り組んでいます。横田基地騒音訴訟、過労死、消費者問題、原爆症認定訴訟、修習生給費制廃止問題、ストツブリニア訴訟、年金引下げ違憲訴訟など弁護団事件に参加している弁護士もいます。

地域のみなさんと連携して、様々な社会運動、住民運動にも参加しています。過労死防止法制定、労働組合の学習・組織化、大型開発反対住民運動(里山を守るなど)、消費者運動(ライブドア問題など)、核廃絶を求める活動、学生や若者の学習・FWの支援、地域の平和・政治・社会科学学習の講師、選挙運動などです。全国での憲法などの講演や書籍執筆などを手がける弁護士もいます。

「市民運動&政治&訴訟」この3つを連携させながら社会変革を目指す。これが「八法」の長年の作風です。

## 事務所訪問・学習会

①9/27(月)「過労死事件」

②10/27(水)「消費者事件」

※いずれも16:00～八法にて

・状況によってリモートになる場合があります  
・事前予約をお願いします

## 《近年の業績(一部)》

- ・就労者の障害年金不支給処分取消判決
- ・FOI紛争決算、株主被害訴訟、勝利和解
- ・足立区戸籍委託住民訴訟で委託契約を違法＝勝訴判決
- ・福生消防署職員過労自殺公務外認定取消判決
- ・大林組海外赴任過労死労災認定

## 《所員執筆の書籍(一部)》

- ・「こちら労働相談所：もう泣き寝入りはしない(尾林芳区他/創風社)」
- ・「弁護士白神優理子が語る 日本国憲法は希望(白神優理子/平和文化社)」
- ・「消費者問題法律相談が伴った」(四訂版)(松尾文彦他/第二東京弁護士会)」

## 《採用予定》

2名程予定しています。地域の労働組合・住民運動団体・民主団体などに積極的に関与し、様々な要求に向き合い、裁判はもちろん行政手続・社会運動・政治活動など多様な方法により事件を解決したり、社会進歩に貢献したい、労働組合・民主団体の組織の拡大強化等にも協力していきたい、と思っている方、ぜひご連絡下さい。お待ちしております。

## 《連絡先》

〒192-0046

東京都八王子市明神町4-7-14

八王子ONビル8階

(京王八王子駅正面、JR八王子駅徒歩5分)

Tel: 042-645-5151 Fax: 042-645-5236

E-mail: [hwb01377@nifty.com](mailto:hwb01377@nifty.com)

ホームページ: <http://hachioji-godo.co.jp/>

担当: 白神(66)・関本(67)・白根(68)



### ●事務所紹介

横浜法律事務所は、1963年市民・働く人たちの権利を守るための事務所となること目指し、3名の弁護士によって設立されました。時代の流れにより、人々を取り巻く情勢は刻々と変化していますが、所属弁護士もその変化に対応し、市民、働く人、消費者、高齢者、外国人、子どもなど、様々な人たちの権利を守り、事件を解決するための取組みを行ってきました。

市民に身近であり、「権力、財力、腕力のない者の味方の事務所」として、市民の権利を守る存在でありたいというのが私たちの理念です。

### ●事務所構成

弁護士12名（男性8名 女性4名）36期～73期の弁護士で構成されています。

### ●取扱事件

一般民事・家事・労働・労災・クレサラ・破産管財・消費者・外国人・行政・医療過誤・学校・高齢者及び障害者の権利・成年後見・刑事・少年・その他

### ●希望する人物

あらゆる分野の事件に触れる機会があり、各種弁護団事件などを通じて他事務所の弁護士と交流する機会も多くあります。何事にも興味・関心を持ち積極的に取り組める元気な人と共に働きたいです。

### ●採用予定人数及び条件

若干名

当初2年間は給料制（弁護士会会費、各種法律家団体会費は事務所負担）

3年目以降パートナー就任の場合経費分担

横浜市中区相生町1-15 第二東商ビル7階

Tel 045-662-2226 Fax 045-662-6578

連絡担当弁護士 <sup>ありの</sup>有野 <sup>ゆうた</sup>優太 (73期)

連絡先 yuta.arino@yokohamalawoffice.com



事務所 HP

# 神奈川総合法律事務所

## 構成

- ◇弁護士 11 名（24 期、26 期、34 期、42 期、44 期、53 期、60 期、65 期、69 期 2 名、73 期）うち女性 1 名（53 期）
- ◇事務局 6 名

## 採用予定人数・求める人物像

採用予定人数は 1～2 名。自立心と開拓精神が旺盛な方、創意工夫の好きな方、ねばり強い方、紛争解決のために問題全体を俯瞰し、細部にも目が行き届く方など。

## 執務体制等

- ◇執務時間、休日は各人の判断に委ねています。
- ◇入所 3 年間は、給料制を保証します（1 年目 43 万円/月・昇給あり）。
- ◇給料制の間、弁護士会費（登録当初は 18,950 円）、労働弁護団などの各種法律家団体の会費や総会・学習会の参加費用、交通費等の活動費は事務所が負担します。
- ◇週 1 回の弁護士会議と隔月の事務局を含む全体会議で、事件や事務所運営などにつき討議します。

## 事務所の開業時間

月～金 9 時～19 時（土日祝はお休み） ※弁護士の執務時間はこれより短くも長くもなります。

## 事件類型等

- ◇事務所開設時より働く人の権利問題に熱心に取り組んでおり、労働事件の多い事務所です。
- ◇爆音公害、消費者被害、交通事故被害、医療過誤、建築紛争、刑事、少年など多様な事件に取り組んでいます。顧問先は労働組合（「連合」傘下の労働組合中心）や中小企業です。
- ◇各弁護士の得意分野は様々ですが、共通のルールとして使用者側労働事件、暴力団側事件、業者側消費者事件の受任はしません。

## 所属団体・公的活動等（各弁護士により異なります）

- ◇日本労働弁護団、青年法律家協会、過労死問題対策弁護団、神奈川医療問題弁護団、ブラック企業被害対策弁護団、奨学金問題対策全国会議、反貧困ネットワーク神奈川など。
- ◇神奈川にとどまらず、日弁連（労働法制委員会・人権擁護委員会）、日本労働弁護団（会長・幹事長・事務局長など）の本部役員等でも活動。

## 事務所の著名事件

厚木基地爆音訴訟、国鉄労働組合の不当労働行為事件、アスベスト関連訴訟（多数）、日本マクドナルド店長残業代裁判、山田紡績事件、護衛艦「たちかぜ」いじめ自殺裁判、外国人研修生過労死事件、たかの友梨事件、あんしん財団事件、横河電機（SE・うつ病罹患）事件、新国立競技場新入社員過労自死事件、三菱電機新入社員いじめ自死事件、日本学生支援機構（奨学金保証人過払）事件など

## ひとこと

プロ意識の高い職人肌の弁護士が集まっています。事務所内で意思疎通を図る努力をしており、期の分け隔てのなく気軽に相談できる雰囲気があります。難しい事件は、弁護士全員で知恵を出し合いながら取り組んでいます。積極性のある方、入所直後から主体的に仕事に取り組みたいという方に、居心地の良い事務所です。ぜひ、当事務所のホームページ（所員自作）をのぞいてみてください。

## 事務所説明会 & 学習会のお知らせ

10 月 31 日(日)11 時 30 分～1 時間程度  
(事務所来所・ウェブ(Zoom)のどちらでもご参加になれます)

- ①労働弁護士の仕事とは？ 嶋崎 量 弁護士(60 期)
- ②厚木基地訴訟 ～ 静かな空を求めて 山岡遥平 弁護士(69 期)  
(事務所ウェブサイトよりお申込みください)

事務所サイト <https://kanasou-law.com/>

お問合せ先：西川 治（69 期）  
o-nishikawa@kanasou-law.com  
〒231-0005 横浜市中区本町3-30-7  
横浜平和ビル4階  
TEL 045-222-4401 FAX 045-222-4405



# 川崎合同法律事務所へようこそ！

～明るく元気で、伝統のある事務所です～

## 川崎合同ってどんな事務所？

当事務所は、1968年から50年以上、地域に根ざした事務所として人権課題に取り組み、現在では16名の弁護士(うち5名が女性弁護士)をかかえるまでに成長した川崎最大の法律事務所です。ベテランから若手まで(22期、31期、33期、42期、44期、48期、55期、55期、63期、63期、64期、64期、66期、68期、70期、73期)幅広い弁護士が在籍しています。

## 特色や扱う事件は？

当事務所は東京・神奈川エリアの真ん中に位置する「川崎」という地理的特性を最大限に生かし、東京・神奈川の多くの弁護団や人権活動に積極的に参加しています。また、日弁連の委員や公害弁連の幹事長、法制審の委員を務める弁護士も在籍するなど、活躍は全国区に及んでいます。

川崎公害裁判以来、川崎のきれいな空気を求めて「まちづくり」に取り組む他、**憲法平和問題**(戦争法案反対、改憲阻止運動、生存権・年金裁判)、**労働問題**(建設アスベスト訴訟、非正規切り訴訟、街角労働相談)、**原発問題**(避難者訴訟、市民発電運動)、**市民運動**(かわさき市民オンブズマン、教科書問題)等に、積極的に取り組んでいます。

また、離婚、相続、後見、破産、交通事故、借地借家、医療過誤、少年・刑事事件、子ども事件、外国人の事件など、弁護団以外の様々な事件についても、川崎市民の多様なニーズに応えるべく、日々奮闘中です。

ホームページもご覧ください。→ <http://www.kawagou.org/>



## 75期の採用について

☆新人に求めること：川崎地域に根ざして人権活動に取り組むこと

☆採用条件： 最低保障有、他は面談の上決定 ☆採用予定：若干名

☆連絡先： 川崎市川崎区砂子1-10-2 ソシオ砂子ビル7階

電話：044-211-0121 FAX：044-211-0123

担当：長谷川 拓也(73期) Mail：hasegawa@kawagou.org

☆事務所説明会兼学習会のお知らせ：

日程： 9月28日(火)18時～「弁護士の子ども事件とのかかわり方」(畑弁護士)

：10月19日(火)18時～「建設アスベスト訴訟最高裁判決を受けた全面的解決

の取り組み」(西村弁護士)

事務所説明会兼学習会にご参加の際は上記連絡先に連絡ください。

創立60年 くらしと権利を『第一』に 京都最大級の法律事務所

# 京都第一法律事務所



事務所ホームページ



残業代専用ホームページ

構成	弁護士20名 23期～73期(男性14名、女性6名)
採用条件	入所後2年間はアソシエイト。弁護士活動、弁護士会委員会活動は自由。 指導担当弁護士(主担当1名、サブ担当2名)との共同受任にてOJT。 原則として3年目からパートナー(場合によりアソシエイト継続)。 勤務時間や休日は各自判断(業務班会1時間、事務所会議17時～ 各月1回)。 その他、詳細については委細面談。
事務所開所時間	月～金 9時～17時、夜間相談時20時まで(夜間相談 週2回担当制) 土曜日 9時～12時30分まで(第2、4土曜日閉所。土曜相談担当制)
所属弁護士の 主な事件・活動	民事事件や家事事件はもちろん、労働・労災(過労死、過労自死)事件、医療・介護 過誤、高齢者・障害者・未成年者の権利擁護、戦後補償問題、消費者被害救済、オンブ ズマン訴訟、建築紛争、公害・環境事件、京都の景観・まちづくり問題などにも積極的 に取り組む、大きな成果を上げています(詳しくは、HPの活動紹介をご覧ください)。 労働分野では、残業代ソフト「給与第一」を作成、公開しており、年間ダウンロード 数は、1万件にのぼります。全国の裁判所で使用されている残業代計算ソフト「きょう とそふと」の開発協力もしました。 現在も、原発差止・賠償訴訟、建設アスベスト訴訟、茶のしずく石鹸等消費者事件、 憲法25条(年金・生活保護)関連訴訟、旧優生保護法被害救済弁護士団、ブラック企業 被害対策弁護士団、過労死弁護士団、景観・まちづくり関連訴訟などに、各弁護士がそれ ぞれの興味関心に従って、積極的に関わっています。
事務所の特色 & 希望する弁護士	自由法曹団や青年法律家協会での活動を重視しているほか、弁護士会の委員会 活動にも活発に参加しており、日弁連や京都弁護士会の弁護士会長、副会長も多数 輩出しています。 オープンスペースで、誰にでも気軽に相談・質問できる環境が整っています。若手 で事件検討会も不定期開催。ベテラン弁護士も気さくな弁護士ばかりで、人間関係 に悩むことはないと思います。書籍、判例検索等も充実。 依頼に誠実に取り組むとともに、憲法の価値を守り、社会をより良くするための 様々な運動や訴訟等に積極的に参加してくれる方の参画を希望します。
採用の流れ	(1)履歴書の提出→(2)若手弁護士による面接→(3)ベテラン弁護士との顔合わせ を経て採用内定となります。ご希望があれば、事務所訪問、プレ研修(数日、事務所 で研修)もできます。 まずは下記担当者宛てに、履歴書(形式問わず)をお送りください。郵送でもメ ールでも結構です。後日、担当者からご連絡差し上げます。
事務所説明会	2021年10月20日(水) 17時頃から リアル&Zoom予定 (お申し込みは下記メールください☆)

〒604-0857 京都市中京区烏丸通二条上る蒔絵屋町280番地  
ヤサカ烏丸御所南ビル4階  
TEL 075-211-4411・FAX 075-255-2507  
URL: <http://www.daiichi.gr.jp/>

連絡担当者: 尾崎彰俊(65期) ozaki@daiichi.gr.jp

1名以上  
採用予定

採用予定 **あり ( 1名 )** ・未定

【事務所HP】



1. 事務所の構成

パートナー **10名** アソシエイト **名** 事務員 **8名**

2. 取扱事件の内容

◆ よく取り扱う事件

ア 一般民事 (マチ弁ですので、基本的にどんな事件でも取り扱います)

イ 家事事件 ウ 破産・再生・債務整理 (個人・企業) エ 労働事件 (労働者側) ・使用者側

オ 消費者 カ 知的所有権 キ 渉外 ク 企業法務 ケ 女性・子ども コ 医療過誤

サ 刑事事件 シ その他 (当事務所が扱ってきた事件の詳細はHPをご覧ください)

◆ 取り扱わない事件 (反社会的勢力を援助・助長するような事件。(原則として) 労働事件の使用者側)

◆ 現在取り扱っている著名事件・弁護団事件等 (ノーモアミナマタ、アスベスト等、HPに詳細有)

3. 業務外活動 (弁護士会、自主的活動等) の位置づけ

自由にやってよい (むしろ積極的に取り組んで欲しい)

4. 自己事件受任について

当事務所では、全弁護士につき、扱う事件は全て事務所事件としています。

5. 事務所内指導について

共同受任の形で指導 (6 か月は必ず、以降は適宜)。また、一定の専門分野につき所内研修等を実施

6. 基本的な待遇について

◆ 給与体系 **給与制 (新規登録後 3 年は固定、以降は歩合)** ◆ 勤務時間 **自由**

◆ そのほか 会費は、弁護士会だけでなく、所員全員が加入する法律家団体分も全て事務所負担です。また、弁護士共済制度互助年金の保険料も、(少ない掛け金ですが) 事務所負担です。年に一回は事務所負担で健康診断を受けてもらいます (受診の強制まではしませんが)。固定給の間は、自宅と事務所間の交通費、税金、国民年金・健康保険料も事務所負担です。

7. 採用の方法について

◆ 合格者等向けセミナー → 9月22日(水)18:00~19:30

「ヘイトスピーチ問題を考える～フジ住宅ヘイトハラスメント裁判～」【申込フォーム】

◆ 事務所訪問 → HPで随時情報を更新しますのでご覧ください。



8. 事務所のアピール

1974年の設立以来北摂地域を地盤としてきており、そのため、同地域の諸団体や依頼者との関わりが強いです。所属弁護士の構成は9期~71期です。

当事務所の各弁護士にはそれぞれ別の得意分野もありますが、事務所の特色としては、労働事件 (労働側) に力を入れており、また、水俣病、アスベスト被害、各種情報公開請求など、社会の耳目を集める事件も数多く扱っています (詳細はHP)。

所在地が大阪地裁の近く (大阪市北区西天満5丁目16番3号 西天満ファイブビル4階) であるため、多くの弁護団 (ノーモアミナマタ近畿弁護団、大阪アスベスト弁護団等) の会議が当事務所でおこなわれている等、弁護団や法律家団体等の活動を活発におこなっています。

# きづがわ共同法律事務所

〒556-0011 大阪市浪速区難波中 1-10-4 南海 S K 難波ビル 5 階

TEL 06-6633-7621 FAX 06-6633-0494

E-mail: kizugawalaw@gmail.com HP: <http://www.kizugawa-law.jp/>

連絡担当者：宮本亜紀（64 期） <https://homelawyer.net/>

## □ 構成

弁護士 13 名（うち女性 4 名） 13 期～68 期 + 法テラススタッフ養成弁護士 1 名  
事務局 10 名

## □ 採用予定人数

良い方がいれば。

## □ 採用条件

パートナー方式（歩合制）。但し、

一定期間は収入の最低保証あり。詳細は面談の上決定。

勤務日・執務時間は原則的に自由（但し、月 1 回の弁護士会議と事務所会議あり）。

## □ 事務所開業時間

月～金 午前 9 時 30 分～午後 5 時 30 分

## □ 所属弁護士の主な事件・活動

嘉手納基地爆音訴訟、B 型肝炎訴訟、ハンセン病家族訴訟、1 型糖尿病障害年金訴訟、  
福島原発避難者訴訟、年金引き下げ違憲訴訟、生活保護引き下げ違憲訴訟、労働組合・  
個人の労働事件、子どもの権利、高齢者障害者の権利、借地借家事件、DV 離婚事件、  
刑事事件・少年事件、等。

## □ 事務所の特色

1968 年創立で 50 年以上、働く人々や中小企業など市民の生活と権利を守ることを  
モットーに、大阪市の南西部地域からアクセスしやすい場所で（なんば駅徒歩 1 分）、  
地域に根ざした法律事務所です。広く民事事件一般を扱っていますが、とりわけ地域の  
高齢化に伴い、成年後見、遺言、相続、介護などの問題に力を入れ、電話相談、出張相  
談にも取り組んでいます。

13 名の弁護士が、日本国憲法の基本的人権が守られる社会をめざして、個性豊かに、  
大阪から全国をまたにかけ、様々な事件・活動に取り組んでいます。大阪弁護士会の副  
会長経験者 2 名の他、各委員会の長、法律家団体の支部長・事務局長、全国規模の弁護  
団の事務局長等に就任し、各分野でのエキスパートとなって、事務所内勉強会ではその  
知見を交流するなどしています。

その他、事務所 HP をご覧になり、私たちの理念に共感された方は、ぜひ事務所にお  
いでください！



# 弁護士法人 阪南合同法律事務所

## 所在地

〒596-0053

大阪府岸和田市沼町 13-21 双陽社ビル 3 階（受付 2 階）

## 連絡先

電 話 072-438-7734

F A X 072-438-3644

採用担当 足立敦史

採用担当者連絡先 [info@hannan-law.jp](mailto:info@hannan-law.jp)

採用予定人数 1 名

弁護士構成 3 9 期、4 5 期、5 3 期、5 9 期、7 1 期 男 3 名 女 2 名

事務局構成 男 1 名 女 4 名

ホームページの URL <https://hannan-law.jp/>



## 事務所の特色

泉州地域に密着したあたたかいマチ弁事務所です。1983年以来、かかりつけ医のように相談者・依頼者の方に寄り添う弁護活動、平和と民主主義、働く人々の生活と権利を護る活動を続けてきました。法律相談件数が多く、新規法律相談は年間700件以上あります。キッズルームを備えており、お子さんと一緒に法律相談を受けることができます。

## 取扱事件・弁護団

地域の人々や中小企業から日々の様々な相談が寄せられます。岸和田支部の事件だけでなく大阪地裁本庁の事件もありますが、電話会議や Web 会議などで対応することも増えてきています。裁判の IT 化の流れもあり、地域にねざしながらも幅広い弁護活動をしています。一般民事（交通事故、借地借家関係、損害賠償請求、建築紛争、インターネット問題等）、家事（離婚、相続）、債務整理、刑事、労働、企業法務、行政、医療過誤、こども等様々な事件があります。

大阪アスベスト弁護団、ノーモア・ヒバクシャ訴訟、りんくう総合病院未払い賃金請求訴訟等の弁護団に参加しています。

## どのような修習生を求めるか

相談者の方に親身になって話を聞くことのできる方。

## 採用条件（待遇、会費負担、福利厚生等）

新規登録後4年間は給与制、5年日以降は歩合です。法人であるため厚生年金・社会保険があります。

## 新人教育の体制

入所後一定期間（応相談）は共同受任で、他の弁護士の新件相談に自由に入ることができます。指導担当もつきましますし、どの弁護士に対してもいつでも気軽に（誇張ではありません。）相談できます。また、経験豊富で頼れる事務局が弁護士ごとの担当制で業務をサポートします。

## 事務所からのメッセージ

アットホームなあたたかい事務所です。弁護士間だけでなく事務局との垣根ありません。仕事のしやすい事務所です。まずは事務所の雰囲気を知ってください。事務所訪問を随時受付中です。74期の修習生も受け付けています。ご希望の方は、[info@hannan-law.jp](mailto:info@hannan-law.jp) の足立までご一報ください。

# 三重合同法律事務所

## 弁護士募集のご案内

75期



当事務所は、三重県津市（県庁所在地）に所在する共同法律事務所です。今年創立47周年を迎える県内では最も古い共同事務所です。

現メンバーはいずれも法律家4団体にも所属し、弁護士本来の業務に加えて平和や人権など多彩な分野で県内の法律家団体の一翼を担ってきました。

### 募集要項

求められる地方で活躍する意欲溢れる修習生の応募をお待ちしています。

#### 【採用条件】

年齢、経歴、出身地は問いません。ただし、弱い立場にいる人々に共感が持てること、当事務所の活動にシンパシーと活動意欲を持てる人材を期待しています。

#### 【待遇】

事務所パートナーとしての「採用」です。弁護士会費のほか、青法協、自由法曹団、日本労働弁護団などの法律家団体の会費及び旅費、宿泊費等の活動費用は事務所で負担します。そのほか、日弁連年金、年金基金、退職金積立を事務所で行っています。実際の「給与額」は事務所訪問時にご相談させていただきます。

#### 【採用予定人員】

2名

#### 事務所概要

弁護士7名（26期、28期、34期2名、58期、61期、65期）

男性6名、女性1名

〒514-0033 三重県津市丸之内3番26号

（津地方裁判所前）

☎059-226-0451 fax059-223-0957

採用担当者 伊藤誠基

【連絡方法】電話か伊藤宛にメールでいつでもご連絡ください。

[itosk@nifty.com](mailto:itosk@nifty.com)

ツイッターもやってるよ



まってるよー



三重合同

検索



# リベラ法律事務所 三重県

【所在地など】 〒510-0068 三重県四日市市三栄町4番9号コーポタルトク1階

電話 059-351-8001 / FAX 059-351-7499

ホームページ <https://libera-lo.net/index.html>

【担当者】 芦葉 甫 (あしば はじめ info@libera-lo.net)

【構成】 弁護士4人(男性4人・女性0人)、事務局5人

(修習期) 43期、旧60期、新62期、66期

【採用予定人数】 若干名

## 【勤務条件】

事務所事件の対応をしていただければ、執務時間及び休日は、自由です。事件の受任も、原則として、自由です。登録後半年は、共同受任により指導を行います。

## 【事務所の特色】

当事務所は、1997年に設立されました。事務所の名称である「リベラ」とはラテン語(libera)で「自由」という意味ですが、私たち人間が求める普遍的価値であるとの思いから命名しました。

## 【取扱事件】

多種多様です。

一般民事は、離婚や相続といった家族間の問題から、多重債務(債務整理・法人や個人の自己破産・民事再生)や交通事故など生活に降りかかる問題、解雇や過労死などの労働問題、さらには大企業・国を相手にする社会的な問題まで、あらゆる問題に対応しております。判例も学説もない、新たな問題に直面することが少なくありません。

刑事事件は、専ら、国選事件が大半です。なお、三重弁護士会では、若手弁護士を中心に、年間で10件程度の配点があります。事件の種別を問わず、配点されます。

## 【会務活動等】

弁護士会の委員会活動にも積極的に参加しております。

当事務所は、県内の諸団体とつながりがあり、講演活動、デモ行進をする際、見守り弁護団としての派遣要請等があります。

## 【修習生へメッセージ】

当事務所の雰囲気、取扱事件の状況等を知るには、事務所にお越しいただくのが一番です。是非、一度、事務所訪問にお越しください。

以上



修習生の皆さまへ

## 九州鳥栖・芯鋭法律事務所のご紹介

佐賀県鳥栖市本通町1-813-13

代表弁護士 小山 一郎 (57期 佐賀県弁護士会)

TEL 0942-50-8774

[ichi-law-2222@energy.ocn.ne.jp](mailto:ichi-law-2222@energy.ocn.ne.jp)

### 1 鳥栖市について

当事務所のある鳥栖市は、福岡県と佐賀県の県境にある古くからの九州の交通の要所です。人口は周辺の市町村も入れると16万人程度です。福岡市(博多駅)から電車で25分程度と便利なので、佐賀県内では唯一鳥栖市とその付近だけ人口が増えています。

現在、鳥栖市には9人の弁護士が常駐していますが、弁護士の対人口比はまあまあ恵まれているほうではないかと思えます。

### 2 当事務所について

現在、弁護士1名、事務員2名体制で、主に市民側の依頼を受け、たまに企業からの依頼もいただいています。

主な案件は、 労災、残業代請求、解雇  
交通事故、相続問題

を中心に一般民事事件を多く扱っています。

また、幾つかの集団訴訟に関与しています。代表弁護士は、九州アスベスト被害対策弁護団の事務局長です(平成28年12月～)。

**所属団体**・日本労働弁護団(全国常任理事) ・九州山口医療問題研究会(佐賀研究会)  
・西日本石炭じん肺訴訟弁護団 ・B型肝炎訴訟佐賀弁護団  
・労働弁護団佐賀研究会(会長) ・過労死110番全国ネット

### 3 当事務所が求める人材について

一般的な事件と、各種弁護団の活動を共に行うことができる人を求めます。性別や年齢は全く問いません。現在鳥栖市には女性やマイノリティの弁護士がいませんので、女性やマイノリティの方だと特色を出せるかもしれません。

代表弁護士も(旧試験時代ですが)スタートが遅い方でしたから勤務開始時の年齢を全く問題にしません。 ※なお、裁判所から遠いため、日々の業務で車の運転が必要です。

### 4 採用条件について

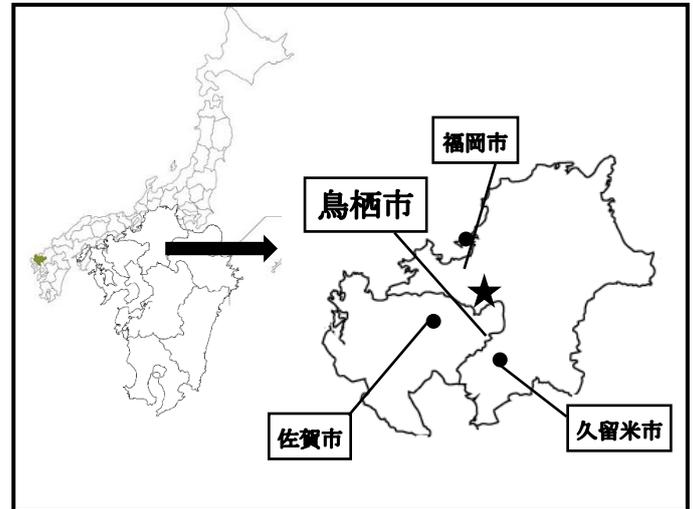
(1) 過去には、個人事業主扱いですが入所後1年～2年程は一定額を保障するという扱いをしてきました(過去の実績で4か月目から「額面」42万円程度。弁護士会費別途支給)。

ただし、修習生の最近の意向を聞きますと、完全給与制とし、労働時間もあらかじめ明示、厚生年金、社会保険加入としたほうがよいように思われ(つまりサラリーマン的な処理)、そのような方向への移行を検討中です。

その場合、入所後しばらく後からは平日4勤、土曜1勤というような形になるでしょう(無論、有給はあります)。額面給与は4か月目から24万円程度(残業代別途(当然ですが))かと思われ。弁護士会費別途。またボーナス別途。

もっとも、小規模事務所なので、委細は面談、協議にて決定となります。

(2) ところで、給与については、その額面よりも、事務員を利用していいか、自ら負担する経費はどのようなものなのか(例:弁護士会費)によって、実際上の実入り異なりますので、各事務所を比較する際に留意されるとよいでしょう。



## 5 地方の弁護士業務の特徴などについて

### (1) 時代により、地方の弁護士業務の魅力は変わってきました。

バブル時代（→むしろ、都市部の弁護士が（一部を除けば）地価上昇などで大変であり、相対的に地方での開業に魅力を感じる事が出来た時代）

ポストバブル時代（→偶然ですが過払問題が起こり、絶対的に魅力があった時代）

業務広告解禁時代（→弁護士になればわかると思うので早めにお伝えしておきますが、地方の弁護士が都会の弁護士に怒りをもっている時代。それは・・・なぜか？営利性の追求という観点からすると実入りのよい事件ばかり都会の事務所が請け負うから）

↓

個人的な視点としては、業務広告解禁時代のトレンドは当面変わらないと思います。

そうだとすると、これからあえて地方に登録するには、実家がありその近くがよいという個人的な事情があったり、あるいは、地方ごとに必ずある地場の有力事務所に入るといったことでなければ、大きなメリットはないようにも思われます。

### (2) あえてメリットとして挙げることができることとしては、どの事務所も（今のところ）そこまで経営がきついわけではないから「当たりはずれは少ない」ことや、雑多な事件が早期に経験できるので「下積み期間が短くて済む」というようなことはあると思われま

そう考えると、当事務所としては、『都会で「外れ」と思われる事務所に甘んじるよりは、地方で登録することもよいのではないですか。3年も経験を積めば概ねの業界事情が分かってくるので、そこで独立を検討するのもよいのではないのでしょうか』というようなキャッチコピーを提示することになります。なお、独立する際には、それまでの勤務地に近く、ちょっとだけずらしたところにするのが一番効率的ですので、都会で独立することを考えるならその付近の優良事務所に登録することが一番よいということはお伝えしておきます。

### (3) 自然が豊かとか、のんびり暮らせるとか、それはそれで事実なのですが、それはわざわざこのような場で言うようなことでもないでしょう。

以上